

令和5年 中間市農業委員会総会（4月）議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日（月） 10時00分開始  
10時 8分閉会
2. 開催場所 中間・遠賀リサイクルプラザ2階 研修室
3. 出席委員 6名  
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 3番 牧野謙二  
4番 日高誠司 5番 貞末 照 6番 花田正則
4. 推進委員 3名  
田中久光 丸山政和 日高靖
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名  
宮崎事務局長 深川補佐 花田係長 坂本 熊井

7. 議事日程について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数が出席しております。よって、令和5年4月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いたします。今回は報告についての議題がございませんので、議案事項について議題といたします。それでは議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料の1ページをお開きください。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）」です。今回1件申請がなされましたのでご説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字五楽。面積1,273㎡。同じく、面積557

m<sup>2</sup>。同じく、面積 377 m<sup>2</sup>。合計 2,207 m<sup>2</sup>。貸付人。中間市大字垣生。借受人。中間市大字垣生。こちらの農地は、前回の総会で説明しておりますように、離農されるため、市内の生産者の方が新たに耕作される申請が出されております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、3ページに載せております。写真では以前から畔が無いので一筆のように見えますが、実質は3筆に分かれています。

今回農地法3条の申請につきましては、農地法第3条第2項に全て該当しない場合は許可できます。では、農地法第3条調査結果について説明します。

資料2ページをお開きください。1件目、農地法第3条調査書、借受人、貸付人。

第2項第1号（全部効率利用）、借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供するべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちらは該当いたしません。

第2項第2号（農地所有適格化法人以外の法人）、借受人は個人であるため該当いたしません。

第2項第3号（信託）、借受人は信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号（農作業常時従事）、借受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号（転貸禁止）、許可申請に係る農地は貸付人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第6号（地域調和）、申請地では、水稻等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である貞末委員、地元推進委員である田中推進委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。その結果全て該当しない結果となっております。なお令和5年4月1日から農地法の改正に伴い、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件が廃止され、農地取得の要件が緩和されております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。これで議案第11号を終わります。

続きまして「その他について」を議題と致します。事務局ありませんか。

事務局：その他について

①総会の年間スケジュールについて

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、貞末委員、花田委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員

花田 正則

貞末 照